

空家法(国)

空家法施行

(平成27年(2015年)5月26日施行)

- ・ 特定空家等への対応を中心に制度的措置を制定
- ・ 市町村は国の基本方針に即し、空家等対策計画を策定、協議会を設置

・ 使用目的のない空家は、この20年で1.9倍、今後も増加。
(1998年) 182万戸 → (2018年) 349万戸 → (2030年見込み) 470万戸

・ 除却等のさらなる促進に加え、周囲に悪影響を及ぼす前の有効活用や適切な管理を総合的に強化する必要

空家法改正

(令和5年(2023年)12月13日施行)

- ・ **活用拡大・管理の確保・特定空家の除却等の3本柱**で対応を強化

管理不全空家等、所有者不在の空家等への対応の強化 等

空家等対策(市)

吹田市空家等対策計画2020

(令和2年(2020年)3月策定)

- ・ 計画期間
令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度)の5年間
- ・ 基本方針
所有者責任を前提とした、各種主体との連携による空家等対策の推進と地域の安心・快適・魅力の向上
- ・ 計画の目標
危険度の高いDランクの空家等(122件)の解消

計画に基づく施策の実施

- ・ 特定空家等への措置
- ・ 条例の制定(法定外空家等の対応、緊急安全措置等について規定)
- ・ 適切に管理されていない空家等所有者への助言 等

吹田市空家等対策計画2025

(令和6年度(2024年度)策定予定)

- ・ 計画期間
令和7年度(2025年度)～令和16年度(2034年度)の10年間

空家等の実態把握(市)

空家等実態調査

(平成30年度(2019年度))

- ・ 空家等と判定した建築物 1145件
- ・ 危険度の高いDランクの空家等 122件

空家等実態調査(中間)

(令和4年度(2022年度))

- ・ C～Dランクの空家等の現況を調査
- ・ 618件中、291件(47%)が空家等として残存

(令和5年度(2023年度))

- ・ A～Bランクの空家等の現況を調査
- ・ 527件中、228件(43%)が空家等として残存

空家等実態調査

(令和6年度(2024年度)実施予定)

- ・ 市全域の空家等の把握

◎協議会のスケジュール及び内容

第1回協議会(法定)	5月13日	現計画のフォローアップ
第1回対策会議(庁内)	5月30日	//
第2回協議会(法定)	7月2日	計画骨子作成
第2回対策会議(庁内)	8月1日	//
第3回協議会(法定)	11月20日	計画素案の作成
第3回対策会議(庁内)	11月21日	//
	12月上旬~	パブリックコメントの実施
第4回協議会(法定)	2月上旬	計画案の作成
第4回対策会議(庁内)	2月上旬	//

◎計画の内容について

- ・計画期間の見直し 現計画：5年 → 次期計画案：10年
空家法は特別措置法であり、緊急事態などに際して現行の法制度では対応できない場合に、集中的に対処する目的で特別に制定される法律

↓

今回の空家法の改正により、今後空家等の数はさらに増え続けると想定されており、長期的な視点での計画が必要

※必要に応じて中間見直し

◎計画の目標

現 計 画： ・計画期間内の5年間で危険度の高いDランクの空家等(122件)の解消

↓

次期計画案： ・計画期間内の10年間で危険度の高い100点以上の特定空家等相当の空家等の解消
・管理不全空家の解消